

## 第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

### 第8節 屋外貯蔵所

第1	保安距離
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第1項第1号

屋外貯蔵所の位置は、危政令第9条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

留意事項

- 保安距離は、当該貯蔵所に設けられるさく等から保安物件の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の水平距離をいう。(\*)
- 屋外貯蔵所は、野積貯蔵所ともいわれるものであり、屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(昭和51年11月24日消防危第100号「屋根を設ける屋外貯蔵所について」)

図1-1 保安距離の測定例

参照

- 「危政令第9条第1項第1号」一第1節「製造所-第1保安距離」

第2	設置場所
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第1項第2号

屋外貯蔵所は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置すること。

- ※ 屋外貯蔵所においては、危険物は容器に収納された状態で貯蔵され、取り扱われることから、これら容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないようにするため、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置することとされている。

留意事項

- 地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装又は碎石等で固める等の措置を講じること。(\*)
- 液体の危険物を貯蔵する場合にコンクリート等で舗装するときは、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、排水溝及び油水分離装置を設けること。(指導)

図 2-1 地盤面をコンクリートで舗装した例

第3	区画
----	----

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第1項第3号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

留意事項

○ 地盤に直接白線を引いたものは、さく等に該当しない。(\*)

○ さく等の高さは、おおむね1m以上とすること。(\*)

図3-1 周囲にさくを設けた例

第4	保有空地
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第1項第4号

前号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令【危規則第16条】で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋外貯蔵所	10m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	20m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30m以上

根拠条文 危規則

○ 危規則第16条（屋外貯蔵所の空地の特例）

危政令第16条第1項第4号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により、硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が同号の表に定める空地の幅の3分の1を保有することができる範囲までとする。

参照

○ 「留意事項」－第1節「製造所-第2 保有空地」

図4-1 保有空地の例

第5	標識及び掲示板
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第1項第5号

屋外貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵所である旨を表示した標識【危規則第17条】及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板【危規則第18条】を設けること。

参照

○ 「標識及び掲示板の基準」 一別記5 「標識・掲示板」

第6	架台
----	----

根拠条文 危政令

- 危政令第16条第1項第6号

屋外貯蔵所に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備【危規則第24条の10】は、総務省令で定めるところによるものであること。

根拠条文 危規則

- 危規則第24条の10（屋外貯蔵所の架台の基準）

危政令第16条第1項第6号の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

- イ 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な地盤面に固定すること。
- ロ 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、風荷重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- ハ 架台の高さは、6m未満とすること。
- ニ 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

留意事項

- 危規則第24条の10第1項第4号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできたさく等を設けることをいう。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について、規則第16条の2の2第1項第3号関係）準用）

参照

- 「架台の耐震対策」－別記14「架台の耐震構造」

図 6-1 架台を用いた屋外貯蔵所の例

第7	塊状硫黄等に係る屋外貯蔵所
----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第2項

屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもの（危政令第16条第1項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、同項各号の規定によるほか、次のとおりとする。

- 一 一の囲いの内部の面積は、100 m<sup>2</sup>以下であること。
- 二 二以上の囲いを設ける場合にあっては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積は1,000 m<sup>2</sup>以下とし、かつ、隣接する囲いと囲いとの間隔を危政令第16条第1項第4号の規定により当該屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされる空地の幅の3分の1以上とすること。
- 三 囲いは、不燃材料で造るとともに、硫黄等が漏れない構造とすること。
- 四 囲いの高さは、1.5m以下とすること。
- 五 囲いには、総務省令で定めるところにより、硫黄等のあふれ又は飛散を防止するためのシートを固着する装置【危規則第24条の11】を設けること。
- 六 硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び分離槽を設けること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の11（シートを固着する装置）

「シートを固着する装置」は、囲いの長さ2mごとに1個以上設けなければならない。

留意事項

- 塊状の硫黄等は、容器に貯蔵せず「バラ積み」の形態で貯蔵することができるということを定めたものであり、危政令第16条第1項各号の規定が適用されるが、第3号（さく）の適用については、囲いをもってこれに代えることができる。（昭和54年7月30日消防危第80号「**危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について**」）
- 囲いの相互間は、危政令第16条第1項第4号ただし書きにより硫黄等の屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされてる空地の幅の更に3分の1、即ち同号の表の9分の1以上の幅の空地を保有すること。（\*）
- 硫黄等を囲いの高さ以下に貯蔵するとともに、硫黄等があふれ、又は飛散

しないように囲い全体を難燃性又は不燃性のシートで覆い、当該シートを囲いに固着しておくこと。(危政令第27条第1項第12号)

図7-1 さく等の例

図7-2 囲い相互の間隔及び保有空地の例

図7-3 固定装置概略図

図 7-4 囲いの設置例及び分離槽の例

図 7-5 分離槽の構造例 1

図 7-6 分離槽の構造例 2

第8	高引火点危険物の屋外貯蔵所
----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第3項

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、総務省令で、第1項に掲げる基準の特例【危規則第24条の12】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の12（高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例）

- 1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る危政令第16条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
- 2 前項の屋外貯蔵所のうち、その位置が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第16条第1項第1号【保安距離】及び第4号【保有空地】の規定は、適用しない。
  - 一 屋外貯蔵所の位置は、危規則第13条の6第3項第1号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例によるものであること。
  - 二 危政令第16条第1項第3号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10m以上

参照

- 「高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例」－第1節「製造所-第22 高引火点危険物の製造所」

第9	引火性固体、第1石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所
----	---------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第16条第4項

第2類の危険物のうち引火性固体（引火点が21度未満のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第1項に掲げる基準を超える特例【危規則第24条の13】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の13（引火性固体、第1石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例）

第2類の危険物のうち引火性固体（引火点が21度未満のものに限る。以下この条において同じ。）又は第4類の危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る危政令第16条第4項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

- 一 引火性固体、第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所には、当該危険物を適温に保つための散水設備等を設けること。
- 二 第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び貯留設備（危政令第9条第1項第9号に規定する貯留設備をいう。以下同じ。）を設けること。この場合において、第1石油類（水に溶けないものに限る。）を貯蔵し、又は取り扱う場所にあつては、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

留意事項

- 危険物を適温に保つための散水設備等の運用は次によること。（\*）
- 1 散水設備は、危険物を貯蔵した容器に有効に散水できるドレンチャー、スプリンクラー設備又はこれらと同等のものとする。
  - 2 水源は、上下水道を利用しても可能とするが、常時散水可能なものであること。その能力については、貯蔵容器に均等に散水できる能力を有していること。

参照

- 「貯留設備」－第1節「製造所-第9床の構造」
- 「油分離装置」－第1節「製造所-第11屋外の液状の危険物を取り扱う設備」

の周囲に設ける囲い等」

第 10	その他の屋外貯蔵所
------	-----------

参照

- タンクコンテナの屋外貯蔵所  
平成 10 年 3 月 27 日消防記第 36 号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。
  
- ドライコンテナの屋外貯蔵所  
令和 4 年 12 月 13 日消防危第 283 号「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」によること。
  
- 蓄電池設備の屋外貯蔵所  
令和 7 年 7 月 30 日消防危第 181 号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」によること。